

聖隷クリストファー大学図書館 ノートパソコン利用規則

- (目的)
- 第 1 条 この規則は、聖隷クリストファー大学図書館と第二図書館 (以下、「図書館」という)内においてノートパソコンを利用する際に必要な規則を定めることを目的とする。
- (利用資格)
- 第 2 条 ノートパソコンの館内利用対象者は図書館の利用資格有する者とする。
- (利用の目的)
- 第 3 条 ノートパソコンの利用は、インターネット、CD-ROM や DVD を用いての学術情報の検索や収集、または論文やレポート作成等を主な目的とする。
- (利用日時)
- 第 4 条 ノートパソコンの利用は、図書館の開館時間内とする。
- (利用上の注意)
- 第 5 条 ノートパソコン及び周辺機器は、以下のことを遵守して利用する。
- (1) 図書館外へ持ち出さないこと。
 - (2) 貼付されているラベル等をはがさないこと。
 - (3) 乱暴に取り扱わないこと。
 - (4) 順番待ちの利用者がいる場合は、長時間利用している者から譲ること。
 - (5) パスワードや、データ管理は各自で行なうこと。
 - (6) 使用する機器類の電源は各自で入れ、終了時には切ってから返却すること。
 - (7) ハードディスク内のファイルの変更・削除・作成は行なわないこと。
 - (8) 使用中の機器類にトラブルが発生した場合は、すみやかに図書館職員に連絡すること
- (損害の弁償)
- 第 6 条 機器類に損傷を与えた者は、その原因が故意又は過失であり 保守契約の範囲を超えた場合には、相当代価をもって弁済しなければならない。ただし、事情によっては軽減または免除することができる。
- (改廃)
- 第 7 条 この規則の改廃は執行役員会が決定する。
- 附則 この規則は 2000 年 5 月 19 日から施行する。
- 附則 2002 年 4 月 1 日一部改定 (規則名、図書館名変更、利用資格、目的、注意)
2. この改定に伴い、聖隷学園浜松衛生短期大学図書館ノートパソコン貸出規則は廃止し、本規程に統合するものとする。
- 附則 2004 年 3 月 19 日一部改定 (看護短期大学部図書館を第二図書館に名称変更)
- 附則 2005 年 4 月 1 日一部改定 (常勤理事会を執行役員会に変更)